日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案

第五章第一節による国会法の一部改正案 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
第六章の二(日本国憲法の改正の発議)	
第六十八条の二(議員が日本国憲法の改正案(以下「憲法改正案」	
という。) の原案 (以下「憲法改正原案」という。) を発議するに	
は、第五十六条第一項の規定にかかわらず、衆議院においては議	
員百人以上、参議院においては議員五十人以上の賛成を要する。	
第六十八条の三 前条の憲法改正原案の発議に当たつては、内容に	
おいて関連する事項ごとに区分して行うものとする。	
第六十八条の四の憲法改正原案につき議院の会議で修正の動議を議	
題とするには、第五十七条の規定にかかわらず、衆議院において	
は議員百人以上、参議院においては議員五十人以上の賛成を要す	
ె ం	
第六十八条の五 憲法改正原案について国会において最後の可決が	
あつた場合には、その可決をもつて、国会が日本国憲法第九十六	
条第一項に定める日本国憲法の改正(以下「憲法改正」という。)	
の発議をし、国民に提案したものとする。この場合において、両	
議院の議長は、憲法改正の発議をした旨及び発議に係る憲法改正	

かつた場合において両院協議会を求めなかつたときは、乙議院は、憲法改正原案について、甲議院が、乙議院の回付案に同意しな

両院協議会を求めることができる。

同意しないときは、その旨の通知と共にこれを先議の議院に返付の議決を要する案件について、後議の議院が先議の議院の議決に第八十七条 法律案、予算、条約及び憲法改正原案を除いて、国会 気

前項の場合において、先議の議院は、両院協議会を求めること

ができる。

する。

第八十八条から第九十八条まで (略)

第十一章の二 憲法審査会

憲法の改正手続に係る法律案等を審査するため、各議院に憲法審制について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案、日本国第百二条の六 日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法 第

査会を設ける

は、その旨の通知と共にこれを先議の議院に返付する。案件について、後議の議院が先議の議院の議決に同意しないとき第八十七条 法律案、予算及び条約を除いて、国会の議決を要する

前項の場合において、先議の議院は、両院協議会を求めること

ができる。

第八十八条から第九十八条まで (略)

第十一章の二 憲法調査会

め、各議院に憲法調査会を設ける。 第百二条の六 日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うた

議院の憲法審査会と協議して合同審査会を開くことができる。第百二条の八善各議院の憲法審査会は、憲法改正原案に関し、他の

前項の合同審査会は、憲法改正原案に関し、各議院の憲法審査

会に勧告することができる。

前二項に定めるもののほか、第一項の合同審査会に関する事項

は、両議院の議決によりこれを定める。

第百二条の九(第五十三条、第五十四条、第五十六条第二項本文、

第六十条及び第八十条の規定は憲法審査会について、第四十七条

(第三項を除く。)、第五十六条第三項から第五項まで、第五十七

条の三及び第七章の規定は日本国憲法の改正手続に係る法律案に

係る憲法審査会について準用する。

憲法審査会に付託された案件についての第六十八条の規定の適

閉会中審査した議案」とあるのは、「憲法改正原案、第四十七条第用については、同条ただし書中「第四十七条第二項の規定により

二項の規定により閉会中審査した議案」とする。

第百二条の十 第百二条の六から前条までに定めるもののほか、憲 第

法審査会に関する事項は、各議院の議決によりこれを定める。

第十一章の三 国民投票広報協議会

第百二条の十一 憲法改正の発議があつたときは、当該発議に係る

憲法改正案の国民に対する広報に関する事務を行うため、国会に、|

は、各議院の議決によりこれを定める。第百二条の七(前条に定めるもののほか、憲法調査会に関する事項

関する事項は、別に法律でこれを定める。
第百二条の十二(前条に定めるもののほか、国民投票広報協議会に)
国民投票広報協議会の会長は、その委員がこれを互選する。
続が終了するまでの間存続する。
国民投票広報協議会は、前項の発議に係る国民投票に関する手
る国民投票広報協議会を設ける。
各議院においてその議員の中から選任された同数の委員で組織す

日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案

第五章第二節による国会法の一部改正案 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

第六十八条の五第二項の規定は国政問題に係る案件について、 官報に公示する。	いて最後の議決があつた場合には、両議院の議長は、当該案件を	第六十八条の八 国政問題に係る案件に係る議案について国会にお	関する事項は、各議院の議決でこれを定める。	前二項に定めるもののほか、国政問題に係る案件に係る議案に	国政問題に係る案件に係る議案について準用する。	第五十条の二及び第百二条の七(第一項後段を除く。)の規定は、	参議院においては議員五十人以上の賛成を要する。	六条第一項の規定にかかわらず、衆議院においては議員百人以上、	議員が国政問題に係る案件に係る議案を発議するには、第五十	できる明確な設問としなければならない。	国政問題に係る案件は、国民が賛成又は反対を表明することが	の議決により、これを発議する。	問題に係る案件」という。) について国民投票に付すときは、国会	第六十八条の七(国政における重要な問題に係る案件(以下「国政	第六章の三(国政問題に係る案件の発議)	改正案
															【新設】	
																現
																行

第六十八条の六の規定は国政問題に係る案件の発議に係る国民投

票の期日について準用する。

第十一章の三 国民投票広報協議会

第百二条の十一 憲法改正の発議があつたときは、 当該発議に係る

憲法改正案の国民に対する広報に関する事務を行うため、国会に、

る国民投票広報協議会を設ける。 各議院においてその議員の中から選任された同数の委員で組織す

国民投票広報協議会は、 前項の発議に係る国民投票に関する手

続が終了するまでの間存続する。

国民投票広報協議会の会長は、その委員がこれを互選する。

第百二条の十二 前条の規定は、 国政問題に係る案件の発議があつ

た場合について準用する。

第百二条の十三 前二条に定めるもののほか、 国民投票広報協議会

別に法律でこれを定める。

に関する事項は、

第十一章の三 国民投票広報協議会

第百二条の十一 憲法改正の発議があつたときは、 当該発議に係る

憲法改正案の国民に対する広報に関する事務を行うため、国会に、

各議院においてその議員の中から選任された同数の委員で組織す

る国民投票広報協議会を設ける。

続が終了するまでの間存続する。

国民投票広報協議会は、

前項の発議に係る国民投票に関する手

国民投票広報協議会の会長は、その委員がこれを互選する。

第百二条の十二 前条に定めるもののほか、 国民投票広報協議会に

関する事項は、 別に法律でこれを定める